

一般教育訓練給付金申請を希望する大学院学生(社会人経験者対象)へ

1 対象研究科

右側を参照してください。

2 支給対象者

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上)あること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上(※)経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

※詳細は、厚生労働省のHPを確認してください。

3 学内手続き手順

- (1) 大学院事務室で「一般教育訓練給付の支給申請手続について」を入手し、制度及び手続きについて確認してください。
- (2) 申請希望者は、「一般教育訓練給付制度利用申請願」を大学院事務室に提出してください。その際、受給資格の有無については、あらかじめ必ず自分で確認をしてください。希望者に対してはハローワークが照会に応じています。(ハローワークで配付する「一般教育訓練給付金支給要件照会票」用紙による。)
 - (ア) 教育訓練給付制度の確認
 - (イ) 「教育訓練給付金支給要件照会票」等により自分が受給対象となるかの確認
 - (ウ) 「一般教育訓練給付制度利用申請願」の提出(2020年5月15日(金)まで)
※裏面の申請書をご使用ください。
 - (エ) 修了時に「教育訓練給付金支給申請書」「教育訓練修了証明書」「領収書」を受け取る。
(3月26日以降)

※「一般教育訓練給付制度利用申請願」を提出しない者には、修了時に必要証明書の発行はできません。

** 参考 **
* 受講開始日 = 入学日 (4月1日) *
* 受講修了日 = 修了日 (3月26日) *
**

以上

一般教育訓練給付取扱専攻(指定講座)一覧

研究科・課程 (博士前期・修士課程)	専攻	入学年度	
		2019年度(令和1)	2020年度(令和2)
法学研究科	公法学専攻	○	○
	民事法学専攻	○	○
商学研究科	商学専攻	○	○
政治経済学研究科	政治学専攻	○	○
	経済学専攻	○	○
経営学研究科	経営学専攻	○	○
文学研究科	日本文学専攻	-	-
	英文学専攻	-	-
	仏文学専攻	-	-
	独文学専攻	-	-
	演劇学専攻	-	-
	史学専攻	-	-
	地理学専攻	-	-
	臨床人間学専攻	○	○
理工学研究科	電気工学専攻	○	○
	機械工学専攻	○	○
	建築・都市学専攻	○	○
	応用化学専攻	○	○
	情報科学専攻	○	○
	数学専攻	○	○
	物理学専攻	○	○
農学研究科	農芸化学専攻	○	○
	農学専攻	○	○
	農業経済学専攻	○	○
	生命科学専攻	○	○
情報コミュニケーション研究科	情報コミュニケーション学専攻	○	○
教養デザイン研究科	教養デザイン専攻	○	○
先端数理科学研究科	現象数理学専攻	-	-
	先端メディアサイエンス専攻	-	-
	ネットワークデザイン専攻	-	-
国際日本学研究科	国際日本学専攻	○	○

※ グローバル・ビジネス研究科, ガバナンス研究科, 会計専門職研究科については,
専門職大学院事務室でご確認ください。